

NHKの国際放送に対する命令に反対する意見書

政府は、11月10日、NHKの国際放送に対して「平成18年度国際放送実施命令に係る変更」の命令を発した。

政府はこれまで、(1)時事問題、(2)国の重要な政策、(3)国際問題に関する政府の見解、を大枠として指定してNHKに国際放送を命じてきた。従来、抽象的に示してきたが、今回は3点の放送に当たり、「北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意するように命令する」というものである。

今回の放送命令は、これまでの抽象的な大枠の提示を変え、拉致という個別具体的な政策課題を特定して命令を発したという点で極めて問題である。

放送法は、放送の不偏不党や政治的中立を掲げ、だれからも干渉されることはないという「放送番組の自由」をうたっている。命令規定は、国際放送に限っての例外的な措置であるが、個々の政策に関しての今回のような命令がまかり通れば、放送法の理念は崩れ、憲法が保障する表現の自由・報道の自由は侵害されることになる。また、これが前例になると、命令対象となる政策の中身は、時の政権の意向で幾らでも広がりかねず、NHK政治介入が強まっていくことが懸念される。

今回の政府の命令は、放送法33条と35条に基づくものとの主張がなされているが、具体的課題を掲げての放送への介入は、憲法でうたう理念に反し、これを具体化した放送法の「放送の自由」や「番組編集の自由」などの基本原則にも反するものとなる。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、憲法に抵触するおそれが濃い放送法の命令規定は、これを抜本的に見直し、撤廃すべきであることを強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年12月22日

三鷹市議会議長 石 井 良 司